

平成31年度 第4回 自治推進委員会 会議録

開催日時	平成31年4月25日（木曜日） 午後7時00分・開会 午後9時03分・閉会
開催場所	湧別町文化センター TOM 研修室
出席委員等	委員 村田委員長、楨副委員長、斉藤（安）・北村・中原・渡邊・高野・鈴木・石田・斉藤（一）・菅原・出口各委員 オブザーバー 濱本総務課長、梅津教委社会教育課長
欠席委員等	横尾・入江・工藤委員
事務局職員	企画財政課：佐藤課長、斉藤主幹、西海谷主幹、近石主事
議題	(1) 第3回 自治推進委員会の会議録について (振り返り) (2) 自治基本条例に基づく各種制度について (3) 次回会議日程について
会議の公開	公開
傍聴人の数	0名
提出資料	(1) 第4回 自治推進委員会議案 (2) 湧別町CS導入までの経過 (3) 湧別町地域づくり振興事業補助金交付要綱
その他	

1. 開 会

佐藤課長) ただいまから、第4回目の湧別町自治推進委員会を開催致したいと存じます。条例第5条第2項の規定では委員の過半数がなければ開催できないとなっておりますが、本日の出席委員は12名であり、委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、村田委員長よりごあいさつを申し上げます。

2. 委員長あいさつ

村田委員長) お晩でございます。本日は第4回目ということで、これまで3回の会議が終わりまして何となくながれというものが見なさんわかってきたのではないかなと感じているところであります。

私どもはいろいろな面でみなさんからのご意見を引き出す立場にありますが、なかなか思うようにいかない部分もあります。たいへん申し訳ないと思っておりますけれども、これからはいよいよ身近な問題が出てきますので忌憚のないご意見をいただければと思っております。

今日は第4回目でテーマが決まっておりますので、それに沿って本日も概ね2時間程度ということで会議を進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

佐藤課長) 会議に入る前に、貴重なお時間をいただきまして、すでに4月の広報誌でご存知かと思いますが、役場では4月1日付けで機構改革並びに人事異動がなされてございます。これまでオブザーバーとして参加しておりました教育委員会の星社会教育課長が異動となりまして、後任として梅津課長に交代いたしました。梅津課長にあいさつをいただきたいと存じます。

※梅津課長あいさつ

佐藤課長) また4月からの機構改革に伴いまして、自治推進委員会の事務局を企画財政課企画グループがこれから担当することとなっております。これまで担当しておりました斉藤主幹につきましては、企画財政課にそのまま在籍しておりますので、今後もいろいろご支援をいただきたいと思います。後任として企画グループの西海谷主幹と近石主事が担当となります。開会前に斉藤主幹、西海谷主幹、近石主事からみなさまにごあいさつをさせていただきます。

※斉藤主幹、西海谷主幹、近石主事あいさつ

佐藤課長) これからの進行については、村田委員長に進めていただきますので、よろしくお願い致します。

3. 議 題

(1) 第3回 自治推進委員会の会議録について(振り返り)

村田委員長) それでは、お手元にある資料に沿って会議を進めて参ります。本日の議題は、次第にあるように三つほど用意されています。本日の会議も、概ね2時間を基本に会議を閉じたいと思っています。

最初に、議題の(1)、第3回自治推進委員会の会議録について確認したいと思います。事務局から簡単な説明を受け、前回の会議を振り返ってみたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

※事務局から会議録の内容を説明する。

村田委員長) ただいま、議事録の説明を受けました。前回の会議から2ヵ月以上が経過しておりますので、「町民参加」と「町民投票」について少し掘り下げて振り返りたいと思います。

まずは「町民参加」に関しまして、先ほど冒頭で説明がありましたが、20歳未満ということで列記されております。これについては前回の委員会でも議論しましたが、選挙権年齢の引き下げや34年度には民法の改正で成年年齢が引き下げられることから、答申については18歳未満に引き下げることによって変更することについては問題ないと思うのですが、いかがでしょうか。※委員から問題なしの声あり

そのように答申させていただきます。

さきほど、「町民参加の対象」ということで話がありました。非常にむずかしい行政の中身についての参加の対象ということではありますが、住民目線から見て何かありましたらお話をいただければと思います。

【主な意見】

○ 湧別町CS導入までの経過のながれを自治基本条例的に見たときに住民参加を取り入れたすばらしい経過であり、住民自治・住民参加としては現時点で条例で謳われている内容をかなり網羅されている。

3月の議会を傍聴しましたが、議員さんの一般質問に対して町長の答弁の中にはかなり自治基本条例を念頭に町政を進めていく意識が盛り込まれており、推進委員としてかなり評価できる内容と感じた。

町政を進めていく上で、行政の中には各手続きをとったことをチェックする機能をもった部署がない。この推進委員会は、これからのことはこうしてくださいということ是可以するのですが、過去のことは戻せない。そのため、最初の段階で行政の中でチェックしていく部署がないとダメではないか。

- たしかにチェックする部署がない。ただし、それを行政に任せてはダメである。町民がチェックする機関を作ればよいのだが、それに一番近い自治推進委員がそれをやれるだけの力をつけないといけないし、ここでやるべきである。

⇒ 合併後は私どもの課で担当していますが、行政評価をやっています。これについては担当者自らが評価をし、2次評価では副町長を含めた役場の管理職で組織した委員会で評価をし、3次評価では町民の方で組織された行政改革推進委員会の委員の方々に外部評価をしてもらっています。(佐藤課長)

村田委員長) これまでは「町民参加の対象」ということで進めて参りましたが、次に「町民参加の方法、意見の取り扱い」についてご意見を伺いたいと思います。

【主な意見】

- はじめて町づくり懇談会に参加したのですが、こういう委員に委嘱されていないとなかなかそういう場には参加する機会はありません。今回は委員に委嘱をされていたので参加したのですが、やはり、こういう立場にならないと参加できない感じがします。
- 町づくり懇談会のテーマが同じだからどの会場でも参加できるという面と、自治会の問題をそこで話したり意見が聞けるから参加したという方とどちらもあるかと思うのですが、興味がある方はどちらでも参加するだろうし、興味を持たない方は参加しないと感じます。
- 今、緊急に何か話し合わなければならないことがある場合はみなさん参加すると思うのですが、さほど困りごとがないというか身に迫っているわけではないため、そういうことが足が遠のく大きな原因ではないかなと感じます。
- 教育委員会がコミュニティ・スクールをすべての学校に導入するまでにどういう過程で町民と関わりながら進めていったかという中身を評価してほしい。一方では上湧別保育所は何の説明もないまま事業が中止となっていますが、そこでは何もやっていないのです。一方ではきちんとやっているのだけれども、もう一方では何もやっていない。だから、行政の

中でチェック機能を持ってほしいと言っているのです。

- 今日含めて4回の会議が開催されておりますが、町長から諮問を受けているのだからもっと中身について議論していかなければきちんとした提言があげられないのではないだろうか。この委員会できちんとした意見というものを出していかないといけないと思う。

だから、制度そのものについて本当にこれで良いのかということを中心に考えていかなければダメではないか。

村田委員長) つづきまして、「町民投票」についてご意見を伺いたいと思います。

【主な意見】

- 「常設型」の方が一番民意が反映されるという感じがします。
- 町民投票って効力がないんですね。ただし、自治基本条例の中ではその結果を町長は尊重しなければならないと謳われています。
- たしかに「常設型」にしてしまうと危険だけれども、やはり町民参加という意味では町民投票は「常設型」にしておくことが意識の向上につながるのではないだろうか。いずれにしても、町民の意識が高くないと本来の意味での町民投票にはならないような気がします。

村田委員長) この辺で、前回の振り返りを終わりたいと思います。会議録の記載内容には修正はありませんか。※委員から修正なしの声あり

修正は無いようですので、この内容を以ってホームページ等で公開されますので、ご了解ください。

ただいま、8時10分になりました。ここで5分間の休憩をさせていただきます。

※休憩 午後8時10分から15分まで

(2) 自治基本条例に基づく各種制度について

村田委員長) それでは、再開させていただきます。議題の(2)、自治基本条例に基づく各種制度について、協議したいと思いますが、本日は、「第5章・町民」と「第6章・協働、コミュニティ」に関する内容になります。まずは、「第5章・町民」について、事務局から説明を受けたいと思います。

※議案に基づき、事務局から説明する。

村田委員長) ただいま、事務局から資料の説明を受けましたけれども、今回のテーマについては「町民」についてであります。湧別町の自治は、町民、議会、町長と町職員により行われており、その主体となるのは「町民の権利」、「町民の役割と責務」、「事業者の役割」という文言で謳われております。

これらについては、改めてわれわれが認識しなければならない、当たり前のことですが、この条文を見てもみなさんがどうお感じになっているのか、どう行動していかなければならないのか、足りない部分は何かについて、率直なご意見を伺いたいと思います。

①町民の権利、町民の役割と責務について

【主な意見】

○ 湧別町はいつも広報とかですごく親切にお知らせしてくださっているなど感じています。私は京都から来たのですが、京都市でもいろんなことをお知らせしてくださっていたとは思いますが、見る機会がなかったのですけれども、湧別町はそういう面では親切に教えてくださっているなど感じているのですが、興味がないと自分自身見ないので、そういう部分ではもっと自分が知ろうと思えばいくらでも知る機会があるのに、それを知ろうとしないところもあるなど感じます。

それと、町政に参加する権利があると大々的に謳ってくださっているのに参加するという意識を持つこと自体持てないなというのが正直なところでは。

○ せっかく知る権利があるのに、あえて回覧板を受け取らないという班があるのです。せっかくの知る権利を放棄している。

②事業者の役割について

村田委員長) 次に進みたいと思いますけれども、「事業者の役割」についてご意見を伺いたいと思います。

【主な意見】

○ 今、ヤクルトをとっているのですが、ヤクルトを配達する人が警察から

頼まれてオレオレ詐欺だとかのパンフレットを個人の取引のあるところに置いていって来ています。

- 消防団に入っているのですが、消防団というのは災害が起きたときには真っ先に現場に駆けつけなければならないのですが、事業者に対しては強制ではないのですがなるべくそういう防災組織に協力いただけないかなという思いがあります。中には人を出すのがむずかしい事業者もあるかと思うのですが、それでも農協さんとか今は役場職員にも消防団に入っただけでいますので、事業者にも少しでもそういった協力をしていただける方法がないのかなと思います。

村田委員長) 第 20 条から第 22 条について、何か付け加える文言とかはありますか。

【主な意見】

- 町民の役割の中に見守り活動みたいな気持ちを町民が持っていた方がよいと思うので、そのことを付け加えた方がいいのかなと思いました。
⇒ 町民の役割の中にいわゆる地域の見守り役というか、みなさんがそういう意識を持つんですよという意味ですね。(村田委員長)
- 町民の役割で第 21 条第 2 項の中でわれわれはお互いを尊重し、協力し合うこの文言の中にそれらを入れられるのであればよいのですが、何か漠然としているので、もう少し具体的なお意見ありませんか。(村田委員長)
⇒ 条文の解説では、町民は自らが自治の主体であることを自覚して、それぞれの立場や自分のできる範囲において、町政や地域活動に積極的に参加することの大切さを定めていますという中に含まれているのではないのでしょうか。
- 基本条例の中には大きな意味では書かれてはいるのだけれども、現実には先ほど委員さんがおっしゃった消防団の人数が足りないとか、高齢化の問題は地域の宿命的な問題であるから、そういったことを町民自体がいつでもサポートできるような形にしていくということはこの町の将来を考えた時に消防団の手助けをするようなことが町民に何が必要なのかということをきちんとみんなが理解する必要があると思う。
それと、高齢者の見守りというのも事業所だけをお願いするのではなくて自治会もやっているのだけれども、もっと強くわれわれがそういった気遣いというのがこれからもっと必要となってくるから、そういうのを細則みたいな部分を設けて明記していくというのも悪くはないと思う。

村田委員長) この件についてはさらにお話することがあろうかと思いますが、改めて次回協議をさせていただくこととし、次の章に進みたいと思います。

す。それでは、「第6章・協働、コミュニティ」について、事務局から説明を受けたいと思います。

※議案に基づき、事務局から説明する。

村田委員長) 今、事務局から説明を受けましたが、お約束の時間が来ましたので、次回この中身についてご協議をいただく形をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。※委員からよろしいの声あり

お持ち帰りをいただきまして、今までのコミュニティ活動についてのご自身の体験等をお話いただきまして、次回の冒頭でこの議題について協議を進めたいと考えておりますので、ご了解をいただきたいと思いません。

この議題については、これで終わらせていただきたいと思いません。

(3) 次回会議日程について

村田委員長) 次回の会議についてですが、予定としては第5回目となりますが7月中旬から下旬を目途に開催したいと思います。7月開催ではむずかしいという方がおられましたら考慮したいと思います。いかがでしょうか。なければ私と副委員長さんと相談しまして調整をさせていただきます。後日決定をしてお知らせしたいと思いますので、よろしくお願い致します。
※委員了解

(4) その他

村田委員長) その他として、皆さんの所属している団体の行事や取り組みなど、お知らせできることはありませんか。

・斉藤（一）委員より

今年、湧別高校の学校祭と屯田七夕まつりがコラボして7月7日に実施することとなったので、ぜひ見学してほしい。

・高野委員より

6月6日に植樹が予定されていることを紹介した。

・鈴木委員より

チガイのわかるカレーが5月6日から6月末まで9店舗で提供されることを紹介した。

4. 閉 会

村田委員長) 本日の会議はこれで閉じたいと思いません。ご協力ありがとうございました。

終了：午後9時03分